

釧路市森林整備対策推進事業補助金申請の取扱いの運用について

釧路市森林整備対策推進事業の実施については、釧路市森林整備対策推進事業交付要綱（令和3年4月1日付。以下「交付要綱」という。）及び「釧路市森林整備対策推進事業補助金申請の取扱い（令和3年4月1日付。以下「補助金申請の取扱い」という。）」によるほか、本通知によるものとする。

第1 配分

交付要綱第6に定める、配分を行うにあたっては、交付要綱別表に定める①植栽系②下刈・除伐・保育間伐③間伐④付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備・殺鼠剤）を配分した後、⑤付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備・侵入防止柵）を配分するものとする。

また、北海道が行う造林関係事業のうち、「森林環境保全整備事業実施要領」に基づいて実施する事業に対し優先して配分できるものとし、配分後に予算残額がある場合、その他の造林関係事業に配分することができるものとする。

なお、予算を超過する場合は、予算の範囲内で按分することができるものとする。

第2 実行経費の取扱い

交付要綱第4に定める別表における実行経費は、以下のとおりとする。

① 森林所有者が自ら事業を実施する場合

実行経費＝北海道への森林環境保全整備事業の申請における申請書に記載する実行経費

② 森林所有者が森林組合へ委託し実施する場合

実行経費＝森林所有者が事業実施に当たり支払うべき費用

（森林組合が北海道へ森林環境保全整備事業の申請を行う実行経費（申請書に記載する実行経費））＋所有者が森林組合へ支払う森林組合の受託手数料＋消費税及び地方消費税
ただし、事業主体の納税対応状況が次の場合は、消費税相当額は加算しない。

- (1) 一般事業者のうち、課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合
- (2) 一般事業者のうち、課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超であり、個別対応方式で補助対象経費が課税売上のみに対応する場合
- (3) 上記以外であって、仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合

第3 補助基本額の取扱い

実行経費より北海道からの補助金額を引いた額が0円を下回る場合は、補助基本額は0円として取扱う。